

「地（知）の拠点整備事業（COC）共同研究助成に関する注意事項

1 対象および受給資格

- （１）研究代表者は、本学常勤教員とする。
- （２）研究代表者として申請出来る課題数は、１課題とする。
- （３）研究代表者は、同様の研究課題で他の研究助成金を受けていないことを条件とする。
- （４）研究期間は１年とする。

2 研究課題、研究者、研究方法の追加・変更について

「地（知）の拠点整備事業（COC）」共同研究助成募集要領の研究課題に準じる内容で申請書の審査を通過した研究に係る①研究課題、②研究代表者、③共同研究者、④研究方法の追加・変更は、原則として認めない。ただし、特段の事由がある場合は、必ず事前に本学研究・紀要委員会に申出ること。

3 研究費の執行について

- （１）研究費の執行に係る書類の様式については、別添の「地（知）の拠点整備事業研究費支出決議書」（様式１～様式３）を使用すること。その他の書類については、基本的には個人研究費の様式を使用する。
- （２）上記書類の提出先は、COC事務局の事務担当者に提出すること。
- （３）研究費の執行に当っては、基本的には「個人研究費の使途等について」に準じて執行すること。
- （４）研究に関する専門知識の提供（講演、指導助言者等）への謝金やアルバイト賃金の執行に当っては、本学の基準に基づき執行すること。
※ 謝金、賃金の執行に当っては、事前にCOC事務局に相談すること。
- （５）不明な点については、その都度、上記事務担当者に相談すること。

4 研究費として執行できないもの

（１）立替払

支出関係書類の審査は、個人研究費と同様に神戸市会計規則が適用されるため、立替払での執行は認められない。

（２）会議に係る接遇費

内部の者だけが集まって開催する会議での茶菓等については、一切認められない。外部の者が中心となる会議等については、外部の者のみのお茶（ペットボトル）は認める。

（３）交通費

最寄りの公共交通機関を利用し、タクシー代については認められない。

※ やむを得ない事由がある時は、事前にCOC事務局に相談をすること。

（４）研究参加者（アンケート協力者、インタビュー協力者等）への謝金

現金での支給は認められないため、図書カード等で渡すこと。また、金額については1,000円を超えるものは認められない。

※ 図書カード等の有価証券は有価証券管理簿等を作成して適正に管理すること。

(図書カードなどの有価証券、部外者への湯茶接遇、会場費などが必要な場合は、支出決議書に①会議の名称②日付③場所④会議の目的⑤会議参加者氏名など必要事項を記載した別紙を添付して提出すること。)

5 研究成果の発表について

- (1) 研究の助成を受けた者は、その成果につき当該年度2月末迄に「研究実績報告書（編集部門の様式）」（以下「報告書」という。）を提出する。報告書は同年度発行のCOC実績報告書に掲載すること。
- (2) 報告書を提出した後、3年以内に研究成果を出版することを義務とする。この期限を過ぎる場合には研究・紀要委員長に申し出ること。
- (3) 年度末にCOC報告会にて、研究成果の発表を行うこと。
- (4) 研究が未完了の場合、「研究経過報告書（編集部門の様式）」を提出し、次年度に改めて報告書を提出すること。
- (5) 研究成果を本学紀要及び本学以外の雑誌等に発表するときには、本学COC共同研究助成を受けたことを明記すること。